

## タクシー運賃改定に伴う運転者の労働条件の改善状況

この度、タクシー運賃改定を行った地区における、運賃改定実施後6ヶ月と前年同月を比較した「全運転者に係る運転者1人平均時間当たり賃金の支給率の変動状況」について、以下のとおり公表いたします。

運賃改定地域	運賃改定実施日	改定率	回答数 (法人)	運賃改定後6ヶ月		運賃改定前6ヶ月		運転者1人平均時間 当たり賃金支給率の変動
				賃金支給総額	総労働時間	賃金支給総額	総労働時間	
北見A地区	令和5年8月10日	13.63%	3	219,416,907	152,262	199,615,622	147,102	106.19
北見B地区	令和6年12月6日	14.31%	14	220,464,164	149,341	202,504,038	148,898	108.55
室蘭地区	令和5年10月25日	10.34%	20	591,815,384	353,520	539,444,042	349,177	108.36

◎ タクシー運賃改定に伴い、北見A地区で「6.19%」、北見B地区で「8.55%」、室蘭地区で「8.36%」、運転者1人当たりの賃金支給率が改善されました。

<参考：賃金支給率の変動は、次の算式により算出>

$$\left( \frac{\text{全運転者に係る運賃改定実施後6ヶ月間の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る運賃改定実施後6ヶ月間の総労働時間数}} \right) \div \left( \frac{\text{全運転者に係る前年同期の賃金支給総額}}{\text{全運転者に係る前年同期の総労働時間数}} \right) \times 100$$